

仕 様 書

1 概要

- (1)件 名 太子町教育委員会施設等で使用する電力の供給
- (2)需要場所(施設) 別紙1のとおり
- (3)業種及び用途 学校・教育施設及び福祉施設

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧(標準電圧) 6,600V
 - ウ 計量電圧(標準電圧) 6,600V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 1回線受電
- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量等
 - ア 予定契約電力 別紙2のとおり
ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需用電力と前11か月の最大需用電力のうち、いずれか大きい値とする。
 - イ 予定使用電力量 別紙2 (1年(令和7年11月～令和8年10月のもの)のとおり
ただし、あくまで入札上の数値であり、実際の数値は増減する可能性があるものとする。
 - ウ 最大需要電力実績 別紙3(令和6年7月～令和7年6月)
 - エ 使用電力量実績 別紙3(令和6年7月～令和7年6月)
- (3) 使用期間
 - 自 令和7年10月24日 0:00
 - 至 令和8年10月23日 24:00
- (4) 計量及び検査
計量日は原則として使用開始日(毎月24日)とし、事業者は計量日に記録された値の読みにより使用電力等を算定し、町の指定する職員の検査を受けなければならない。ただし、供給者が希望する場合は、協議の上、変更することができる。
- (5) 保安上の責任分界点等
 - ア 需給地点 別紙1のとおり
 - イ 電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点 需給地点に同じ
- (6) 料金体系
基本料金と電力量料金(夏季とその他季)に基づく二部料金制、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金の加算など、各社ごとに設定できるものとする。

(7) 料金の算定

ア 算定期間は前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。

イ 需要施設ごとに料金の算定を行う。

ウ 各月ごとの契約電力(その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値をいう。)及び使用電力等により算定するものとする。

エ 電気料金は、次の①～④までに掲げる料金を合算した額に消費税相当額を加えた額とする。

① 基本料金＝基本料金単価×契約電力±力率割引・割増

② 電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額

③ 市場価格調整額

卸電力取引場(スポット市場)からの調達による価格変動の一部を電気料金へ反映する。

④ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

当該地域を所轄する一般電気事業者が定める特定規模需要電気供給条件による。

オ 力率

供給者は契約期間において、その1月の平均力率により、力率割引および割増を行うことができるものとし、力率割引及び力率割増を行う場合は、供給者の定める約款の規定によるものとする。なお、力率の実績値については別紙3のとおり。

カ 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

キ 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(ア) 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

(イ) 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

(ウ) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(エ) 消費税等相当額を加算する場合は、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てることとする。

(オ) 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

ク 対象施設に関する電気使用量の1時間以内の単位でのデマンドデータを電子データにより、この契約の担当者へ提供すること。

(8) 請求について

請求は、需要施設ごとではなく、別紙1の担当部局における請求先ごと

に行うこと。請求の際には、請求書のほかに、需要施設ごとの内訳（電力種別、使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を紙媒体及び電子データにして添付すること。なお、電子データの形式は、マイクロソフトエクセルファイルとし、別紙１の順に施設ごとのデータを並べたものとする。

その他の詳細は協議により決めるものとする。

なお、請求額の算定にあたっては、需要施設ごとに税込金額を算出し、その合計額を請求額とすること。

(9) その他

ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は特に有していない。

イ 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を速やかに各需要施設へ通知すること。

ウ 各月の電気料金の算定方法は、基本料金について力率割引又は割増を行う場合及び電力量料金について燃料費調整を行う場合には、当該地域を管轄する一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件によるものとし、これによりがたい場合は協議する。

エ 入札価格の算定にあたっては、力率は１００パーセントとし、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

オ 山田小学校、福祉センターについては余剰電力の買い取りは当該地域を管轄する一般電気事業者にて行う。

カ 磯長小学校、町立中学校、総合体育館、給食センターについては系統連携のみで売電を行っていない。

キ この契約の締結及び電力供給に関する設備等の設置に要する費用は受注者の負担とする。

ク この仕様書に定めのない事項については、協議の上決定するものとする。